

2003年11月6日(木)

七生福祉園溺死事件損害賠償訴訟 公判記録

文責 七生福祉園溺死事件を明らかにする会事務局

さいばんちょう かいあみ まこと → さいばんちょう
裁判長 貝阿彌 誠
さばいせきさいばんかん みずの ゆうこ → さばいばんかん
左陪席裁判官 水野 有子
みぎばいせきさいばんかん おおしま ひろし → みぎさいばんかん
右陪席裁判官 大嶋 洋志

げんこくがわ
原告側

おおいしこういちろう べんごし → おおいしべん
大石剛一郎弁護士 大石 弁
くろさきたかし べんごし → くろさきべん
黒寄隆 弁護士 黒寄 弁

ひこくがわ
被告側

たく しまこうじ べんごし → じぎょうだんべん
多久島耕治弁護士 事業団 弁
はっとりくにひこ べんごし → A I U 弁 1
はなざきはまこ べんごし → A I U 弁 2
花崎浜子弁護士

ぼうちょうせき めい
傍聴席 27名

かいてい
～開廷～

さいばんちょう ひこくしゃかいふくしほうじんとうきょうとしゃかいふくしじぎょうだん どうべんしょ とお
裁判長 被告社会福祉法人 東京都 社会福祉事業団は、答弁書の通りですね。

A I Uもこの答弁書の通りですね。

しゃかいふくしじぎょうだんぶん じじつかんけい じかい おねが
社会福祉事業団分について、事実関係は、次回までをお願いします。

それで、げんこく しゅちょう ちゅうい ぎむ いはん かんけい
原告の主張なんですけど、注意義務違反の関係でいえば、

なに けっか さ ぐたいてき なに
何をやっていれば結果を避けられたのか、具体的には、何をしてい

れば避けられるのか、が かなら あき
必ずしも明らかではない。

きょくたん い ふろ はい とき み
極端に言えば、お風呂に入っている時は、ずっと見てろ、そこまで

いは いう
は言わないとすると、何を具体的にしていればよかったのか。

おおいしべん そじょう いこう
大石 弁 訴状 9 ページ以降でふれています。

ほんけん ふろ いちじかん はい
本件では、風呂に1時間ずっと入っていた。

とりあえず、ふん 5 分、ふん 10 分、ふん 20 分で見回りをしてもらっていれ

ば けっか さ なか
結果は避けられた。また、トイレの中でずっとすわりこむことが

あった。風呂の^{ふろ}時^{とき}にも十分^{じゅうぶん}可能^{かのう}性^{せい}があり、日常^{にちじょう}生活^{せいかつ}の中で、ずっと送^{おく}っている様子^{ようす}を把握^{はあく}されていれば、状況^{じょうきょう}が同じ^{おな}ようなことが、人^{にゅう}浴^{よく}中^{ちゅう}でも起^おこりうることは十分^{じゅうぶん}に予見^{よけん}できたはずです。

具体的^{ぐたいてき}に言う^いと、5分^{ふん}、10分^{ふん}、20分^{ふん}で見回^{みまわ}りをする必要^{ひつよう}があった、ということです。

さいばんちょう 裁判長^{けっか} 結果^{かんけい}との関係^いで言えば、何分^{なんぶん}おきなのか、具体的^{ぐたいてき}に、どうい^みう見回^{みかい}り^{かんかく}をどの間隔^{かんかく}ですればよかったのか。それに尽^つきるのか。
そじょう 訴状^{そじょう} 11 ページを見^みても、⑦で最後^{さいご}の方^{ほう}でまとめているけど、3点^{てん}が書^かかれている。つまり、1 入浴^{にゅうよく}するための適^{てき}切^{せつ}な援^{えん}助^{じょ}、2 入浴^{にゅうよく}状^{じょう}況^{きょう}に関する^{かん}注^{ちゅう}意^い義^ぎ務^む、3 救^{きゅう}助^{じょ}体^{たい}制^{せい}整^{せい}備^び。1 の適^{てき}切^{せつ}な援^{えん}助^{じょ}と見回^{みまわ}りとは違^{ちが}うのか。

おおいしべん 大石 弁^{ぐたいてき} 具体的^{みまわ}には、1、2 は見回^{みまわ}りです。

さいばんちょう 裁判長^{かいじょ} 介助^{ひつよう}まで必要^{きゅうじょ}だということではない？ 3 の救^{きゅう}助^{じょ}体^{たい}制^{せい}整^{せい}備^びで、見回^{みかい}りではないのか。

おおいしべん 大石 弁^{はっけん} 発見^{はっけん}したあとの状^{じょう}況^{きょう}。発見^{はっけん}した後^{あと}、きちん^{たい}と対^{たい}応^{おう}できるのか。

さいばんちょう 裁判長^{おぼ} 溺^{おぼ}れるにしても、早^{はや}く発見^{はっけん}すべきにしても、すべて見回^{みまわ}りに帰^き着^{ちゃく}するのではないということなのか。

おおいしべん 大石 弁^{けんとう} 検討^{けんとう}してみます。

さいばんちょう 裁判長^{ぎむ} 義^い務^むと言^{なん}って、何^いと言^いって、どうす^{けっか}れば結^さ果^さを避^さけられるのか。

いまき 今^{いま}聞^きいていると、何分^{なんぶん}かおきに見回^{みまわ}りをしていて、溺^{おぼ}れていても発見^{はっけん}すれば、それでいいのか。整^{せい}理^りしてほしい。

くろさきべん 黒 寄 弁^{どうせい} 同性^{どうせい} 介助^{かいじょ}のこ^{とうじつ}とで、当^{げんこく}日^は、原^は告^{おや}の母^{どうせい}親^{かいじょ}は、同^{じょせい}性^{しよく}介助^{いん}で女^{にょ}性^{せい}職^し員^{いん}しかい^みなかつたので、見^みに行^いけなかつた、とい^はわ^はれてい^はる。どう反^{はん}論^{ろん}さ^るのかわ^らないが、原^{げん}則^{そく}であ^{みまわ}ったな^{ひつよう}らば、見^み回^{まわ}る必要^{ひつよう}があ^あった^あのではないか。

さいばんちょう 裁判長^{もんだい} 問^{もん}題^{だい}は、見^{みまわ}回^{まわ}りをす^{ぎむ}べき義^い務^むがあ^{いはん}れば、そ^{どうせい}れに違^い反^{はん}する。同^{どうせい}性^{せい}であ^いり、異^い性^{せい}であ^{みまわ}り、見^い回^{はん}りに違^い反^{はん}する。

ふくしじぎょうだん 福^{ふく}祉^し事^じ業^{ぎやう}団^{だん}は、事^じ実^{じつ}経^{けい}過^かは、福^{ふく}祉^し事^じ業^{ぎやう}団^{だん}が把^は握^{あく}して^{じけん}いる事^じ件^{けん}の事^じ実^{じつ}

けいか ていしゅつ
経過を提出してください。

ほけん ほう しょうがいほけん きゅうげき ぐうぜん がいらい じこ さい
保険の方ですが、傷害保険ですから、急激、偶然な外来の事故。災
がい がいらい びょうき なか げん
害におそわれたら外来。病気があると、中のこと、などがある。原
こく ほう こんかい ふくさよう ちゅう
告の方は、今回言われているのは、レボトミンの副作用により、注
い ぎむ いはん ぜんてい がいらい い
意義務違反により、どうもこれを前提としても、外来でのことと言
えうのか。 じゅうぜん さいばん けんとう ほじゅう くだ げんこく い
るのか。従前の裁判で検討されて、補充して下さい。原告の言っ
ていことが外来の事故と言えるのか、疑問もあります。

くろさきべん どうべんしょ はんろん けんとう
黒埼弁 答弁書で反論されているので、検討します。

さいばんちょう しょうこほぜん そしょう しょうこせつめい か
裁判長 証拠保全は、訴訟は、証拠説明は、ときちんとしたものを書いて下
さい。 とく このへん よ ていしゅつ くだ
さい。特にこの辺を読むべき、というのがあれば提出して下さい。

じぎょうだんべん じじつ けいか ていしゅつ
事業団弁 こちら事実経過を提出します。

さいばんちょう げんこく しゅちようせいり ふくしじぎょうだん じじつ けいか しゅちよう じじつ けいか しゅちよう
裁判長 原告の主張整理、福祉事業団も事実経過の主張。事実経過の主張
は、どのくらいかかりますか。

じぎょうだんべん かげつ いじょう
事業団弁 1ヶ月以上かかります。

さいばんちょう だいにかいきじつ じゅうにがつ にち じゅういちじ
裁判長 第二回期日は 12月18日・・11時
おそ いちしゅうかんまえ しよめん ていしゅつ
遅くとも一週間前までに書面は提出してください。

げんこく ほう はや ていしゅつ
原告の方は早めに提出してもらえますか。

じゅうにがついつか
12月5日まででよろしいですか。

おおいしべん
大石弁 はい。

くろさきべん
黒埼弁 はい。

へいてい
～閉廷～